

青森県報

第二千三百三十一号

平成十六年
五月二十六日
(水曜日)

目 次

告 示

救急病院の名称変更の届出.....	(医療業務課).....	一
救急病院の廃止.....	(保健衛生課).....	二
結核予防法による医療機関の指定.....	(保健衛生課).....	二
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....	(保健衛生課).....	二
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正.....	(団体経営課).....	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....	(団体経営課).....	二

公 告

県有自動車の売却に係る一般競争入札.....	(財政課).....	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....	(情 報 システム課).....	四
右 同.....	(情 報 システム課).....	四
右 同.....	(情 報 システム課).....	四
右 同.....	(情 報 システム課).....	五
右 同.....	(情 報 システム課).....	五
調理師試験の施行.....	(保健衛生課).....	六
農地保有合理化事業規程の変更の承認.....	(構造政策課).....	六
出先機関.....	(保健衛生課).....	六
土地改良区の清算人の就任.....	(北地産林務事務所).....	七
正 誤.....	(北地産林務事務所).....	七
平成十六年三月三十一日号外第二十四号条例中.....	(北地産林務事務所).....	七
(税 務 課).....	(北地産林務事務所).....	七

告 示

青森県告示第四百一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した救急病院から、その名称を次のとおり変更した旨の届出があった。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	国立療養所青森病院		
変更後	独立行政法人国立病院機構青森病院	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字平野一五五	平成一六・四・一

青森県告示第四百二号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地

医療法人清心会外科種市病院

八戸市小中野一丁目三の二

青森県告示第四百三三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
いとつ外科内科クリニツク	南津軽郡尾上町大字尾上字栄松一三三の六	平成一六・六一

青森県告示第四百四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
奈良薬局 医療法人八戸厚生病院 有限会社北山薬局	西津軽郡木造町字千年一三三 八戸市吹上一丁目一の三三 八戸市大字八幡字五日市町二の三	平成一六・三三 一六・四一〇 一六・四一七

青森県告示第四百五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表蛇浦区域の項の次に次のように加える。

大間区域 大間漁業協同組合の地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業 2 総トン数五トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 3 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
---------------------	--

青森県告示第四百六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一 赤石 敏明 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山七五三の三 浅井 弘之	泊区域	総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一の一四
 浅井 邦彦
 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山四二〇
 小野 鐵美

総トン数五トン未満
 の漁船により行う漁
 業であつて、主とし
 ていかつり漁業

公 告

県有自動車の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 次に掲げる自動車の売却
 - 普通乗用自動車（トヨタセンチュリー）一台
 - 2 規格等
 - (一) 自動車登録番号 品川 三〇〇 や 七九三六
 - (二) 年式 平成十年式
 - (三) 型式 E G Z G 五〇 A E P G K (X)
 - (四) 総排気量 四・九九リットル
 - (五) その他 入札説明書による。
 - 3 引き渡し場所
 - 東京都千代田区平河町二丁目六の三
 - 都道府県会館駐車場
- 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 三 売却する物件を示す場所及び日時

- 1 場所
 - 東京都千代田区平河町二丁目六の三
 - 都道府県会館駐車場
- 2 日時
 - 入札説明書による。
- 四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 - 東京都千代田区平河町二丁目六の三 都道府県会館七階
 - 青森県東京事務所総務課
 - 電話 〇三 五二二二 九一一三
- 五 入札及び開札の場所及び日時
 - 1 場所
 - 東京都千代田区平河町二丁目六の三
 - 都道府県会館四階 四〇五会議室
 - 2 日時
 - 平成十六年六月十日 午後二時
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - 契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 七 契約書の取り交わしの時期
 - 落札決定の日から七日以内
- 八 落札者決定の方法
 - 予定価格以上で最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- 九 代金の納入期限
 - 契約締結の日から十五日以内に全額納入とする。
- 十 その他
 - 1 入札条件
 - 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得を遵守すること。
 - 2 入札の無効
 - 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（レンタル）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

一億九千五百八十二万二千九百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（リース）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

一億六千八百八十九万一千五百六十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
全庁LANネットワーク機器等貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
みちのくりース株式会社
青森市橋本一丁目四の一
- 六 契約金額
四千百万一千二百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算機による業務処理委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七
- 六 契約金額
五千二百二十五万二千二百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

青森県基幹情報通信ネットワークシステム保守管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

三 青森市長島一丁目一の一

四 契約の方法

随意契約

五 契約の相手方を決定した日

平成十六年四月一日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三の三

七 契約金額

四千二百三十六万七千五百円

八 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

九 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

~~~~~  
調理師試験の施行

平成十六年調理師試験を次のとおり施行するので、青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）第一条第二項の規定により公告する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十六年九月二十三日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十六年七月二十六日（月）から同月三十日（金）まで。ただし、郵送による場合は七月三十日（金）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目一の一

四 青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループ

その他

受験願書用紙は、県内各地方健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループ（電話 〇一七 七三四 九二二二）に問い合わせること。

~~~~~  
農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十六年五月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地信託等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に掲げる事業をいう。）

農業生産法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業をいう。）

研修等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した佐井村土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十六年五月二十六日

下北地方農林水産事務所長 原 口 健 二

氏名	住 所	就任の年月日
菊池繁	下北郡佐井村大字佐井字古佐井一〇の一	平成一六・四・一
宮田武雄	字原田一四	"
田中岩男	字中道四七の一	"
鹿島幸一	字古佐井一三	"
須藤守	字古佐井川目一四の一七	"

正 誤

税 務 課

発行年月日 平成一六・三・三 号外第一四号	区分 条 例	番 号 第四二号	ページ 五 下	行 一 二	誤 四年	正 四年
-----------------------------	-----------	-------------	------------	----------	---------	---------

公 営 企 業 局

発行年月日 平成一六・三・三 号外第三二号	区 分 公 営 企 業 管理規程	番 号 第二号	ページ 二 下	行 五	誤 「主管グループ」	正 「主管グループリーダー」
		第六号	七 下			
		第六条第二項				第六条第三項

地 方 労 働 委 員 会

発行年月日 平成一六・三・三 号外第三〇号	区 分 訓 令 甲	番 号 第二九号	ページ 二 上	行 二 〇	誤 13 局付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を第六条第一項第二号及び	正 13 局付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を第五条を削る。第六条第一項第一号及び
-----------------------------	--------------	-------------	------------	----------	---	--

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭